

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 8 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和 48 年鹿沼市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 36 の部中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同表 37 の部中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同表 50 の部中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同表 51 の部中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改め、同表 53 の部中「第 5 項」を「第 7 項」に、「長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料」に改め、同部(1)の款アの項(ア)中「イ」を「以下この項」に改め、「住宅性能評価書をいう。」の次に「以下この項及び」を加え、同部中(2)の款を(3)の款とし、(1)の款の次に次のように加える。

(2) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該長期優良住宅維持保全計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はその写しの添付があった場合	申請 1 件につき前号イ(ア)に定める金額
--	-----------------------

イ ア以外の場合	申請 1 件につき 前号イ(イ)に定 める金額
----------	-------------------------------

別表第 2 の 5 4 の部中「長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料」に改め、同部(2)の款中「前号」を「第 1 号」に改め、同款アの項中「前項第 2 号ア」を「前項第 3 号ア」に改め、同款イの項中「前項第 2 号イ」を「前項第 3 号イ」に改め、同款ウの項中「前項第 2 号ウ」を「前項第 3 号ウ」に改め、同款を同部(3)の款とし、同部(1)の款の次に次のように加える。

(2) 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 当該長期優良住宅維持保全計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合	申請 1 件につき 前項第 2 号アに 定める金額の 2 分の 1 に相当す る金額
イ ア以外の場合	申請 1 件につき 前項第 2 号イに 定める金額の 2 分の 1 に相当す る金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の 5 3 の部の改正規定及び同表 5 4 の部の改正規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。